# 与那原マリーナの施設共同使用者に関する規則

この「与那原マリーナの施設共同使用者に関する規則」は、与那原マリーナと使用者および共同使用者との間の関係を明確にし、マリーナ施設の円滑な使用を図るために定めたものです。

### 第1節 目的および定義

#### (目 的)

第1条 この規則は、与那原マリーナ(以下「マリーナ管理者」といいます。) と使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)の共同使用者の申 請、変更、抹消に関する手続きおよびその存続期間を定め、もってマ リーナ管理者」と使用者およびその共同使用者との間の関係を明確に し、マリーナ施設の円滑な使用を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、沖縄県港湾管理条例(以下「条例」 といいます。)における用語の意義と同一します。

## 第2節 個人共同使用者の申請・抹消

#### (個人共同使用者の申請・抹消)

- 第3条 単独所有者または共有代表者はマリーナ管理者に対し、所定の書面による手続きにて、個人共同使用者の登録を申請することができます。
  - 2 マリーナ管理者は、前項の申請に対し、登録申請の可否を決定し、その結果を単独所有者に通知するものとします。
  - 3 単独所有者または共有代表者はマリーナ管理者に対し、所定の書面による手続きにて、抹消する個人共同使用者の個人共同使用者カードを添付の上、個人共同使用者の登録の抹消を申請することができます。

#### (個人共同使用者の権利・義務の存続期間)

第4条 個人共同使用者は単独所有者およびマリーナ管理者に対し、以下の権利を有し、かつ義務を負うものとします。

①権利:その単独の判断で使用許可艇の航行、移動、修理、整備等の 行為を行うこと。

②義務:単独所有者である甲が負う、このマリーナ使用許可上の義務 を履行すること。

2 前項の権利および義務は、第3条第2項の承諾の通知を発した時点から、第3条第3項にもとづく登録抹消申請をマリーナ管理者が受けた時点まで存続するものとします。

### 第3節 法人管理責任者の申請・変更・抹消

### (法人管理責任者の申請・変更)

- 第5条 法人はマリーナ管理者に対し、所定の書面による手続きにて、使用者 または共同使用者のうち1名の法人管理責任者の登録を申請しなけれ ばなりません。
  - 2 法人は、法人管理責任者の法人における地位に異動が生じ、法人管理 責任者の権利行使または義務履行に支障が生じた場合には、直ちに法 人管理責任者の登録変更を、所定の書面による手続きにて申請しなけ ればなりません。
  - 3 法人が前項の申請をしたときは、マリーナ管理者の登録申請承諾の可 否を決定し、その結果を法人に通知するものとします。ただし、マリ ーナ管理者は審査の結果によって申請者以外の登録申請を請求するこ とができます。
  - 4 マリーナ管理者は、第2項の登録変更申請を承諾しないときは、法人 に対し、他の者を法人管理責任者として再度第2項の登録変更申請を 行うよう請求することができるものとします。

#### (法人管理責任者の権利・義務、存続期間)

第6条 法人管理責任者はマリーナ管理者に対し、以下の権利を有し、かつ義 務を負うものとします。

①権利:その単独の判断で使用許可艇の航行、移動、修理、整備および艤装その他の改良等の行為を行うことができる。

②義務:法人のマリーナ管理者への使用料等の支払い、マリーナ管理 者から法人に対する通知の受領、マリーナ管理者に対する各 種の申請、その他法人とマリーナ管理者とのこの使用許可に関するすべての事項について責任を負っていること。

2 前項の権利および義務は、法人管理責任者変更の場合においては、第 5条第3項の承認通知を発した時点から、次の法人管理責任者変更の 場合における第5条第3項の承諾通知を発した時点まで存続するも のとします。

# 第4節 一般事項

### (規則の改正)

第7条 この規則は、マリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

### 附 則

### (規則の効力発生時期)

1 この規則は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。